

■冬の生活応援事業(灯油等購入費助成)について

町民生活の経済的な負担を軽減するため、灯油等購入費を助成します。灯油価格が高騰している状況を受け、今年度は助成額を5千円から6千円に引き上げます。

●対象世帯

(1)令和3年11月1日現在で白鷹町に住民票があり、世帯員全員の令和3年度町民税が非課税、かつ次のいずれかの要件に該当する世帯

- ①65歳以上の方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)のみで構成されている世帯
- ②重度心身障がい者医療証が交付されている世帯
- ③児童扶養手当を受給している世帯
- ④準要保護認定世帯
- (2)東日本大震災の避難世帯として避難者登録をし、世帯全員

■ごみ集積所の除雪について

積雪の影響でごみ集積所の扉が開かず、ごみを収集できない場合があります。

除雪について皆さんのご協力を願います。

の令和3年度市町村民税が非課税の世帯

※世帯員全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は助成対象となりません。

●内容 1世帯につき6千円を申請時に指定された口座へ振り込みます。

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒にて健康福祉課福祉係へ郵送してください。

※助成対象となる可能性がある世帯には、案内と申請書を郵送します。

●申請期限 令和4年3月11日(金)

(当日消印有効)

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係
☎86-0111

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131



子育て世帯の負担軽減のため

白鷹町保育料段階的負担軽減補助金が支給されます

- ・対象は、令和3年9月1日以降0歳から2歳児までの保育園等をご利用の保護者のうち住民税所得割課税額97,000円未満の方です。
- ・対象となる方の申請書は白鷹町内の保育園等をご利用の場合は各施設を通じて配布します。
- ・町外の保育園等をご利用の場合で対象の方には郵送で送付します。

※支給される金額は国基準の保育料の1/2の額です。申請書に記載されていますのでご確認ください。

※お支払いの町基準の保育料ではありません。

※今回申請いただくのは9月～12月の4か月分です。

提出書類：申請書、振込口座の通帳の写し

提出期限：令和4年1月14日(金)

提出先：健康福祉課 子育て支援係窓口

(郵送可 〒992-0831 白鷹町大字荒砥甲488 白鷹町健康福祉課子育て支援係)



【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

■ 冬の高齢者・障がい者支援制度のご案内

町民の皆さんが、冬でも安心して生活を送ることができるよう、町では次のような支援制度を行っています。ぜひご利用ください。

☑ 高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に對して除雪支援を行います。

● 条件

次のいずれかに該当する町民税非課税世帯

- ① 65歳以上の高齢者世帯
- ② 身体障害者手帳1〜4級該当の障がい者のみの世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者のみの世帯
- ⑤ 上記の各号に該当する方のみで構成されている世帯

● 内容

住居の出入り口から、

生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

☑ 高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に對して雪下ろし費用を支給します。

● 条件

高齢者世帯等雪はき支援事業と同じです。ただし、

生活保護受給者は対象外となります。

● 給付

住居の雪下ろし1回あたり1万8千円を上限として年度内に3回までとなります。

※ご親族等から除雪の支援（金銭的な支援を含む）を受けられる方は、支援の対象外となります。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

■ 「書き損じはがき」の回収にご協力をお願いします

山形県高等学校青少年赤十字連絡協議会では「書き損じはがき」を換金して文房具を購入し、発展途上国の子どもたちに届ける活動をしています。

● 受付期間

令和4年3月11日（金）まで

● 回収できないもの

・あて先不明で返されたもの

・消印が押されているもの

・あて先住所や氏名が黒く塗つぶされているもの（年賀はがきのみ）

・受け取った年賀はがき（年賀状は消印が押されないうえ）

【受付・問い合わせ】

日赤白鷹町分区分（健康福祉課福祉係）

☎ 86-0111

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

— 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です —

白鷹町では令和2年4月1日に『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』を制定し、障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

条例のポイント①「障がいを理由とする差別の禁止」

《差別の例》

- ◇車いすを利用していることや、補助犬を連れていることを理由に、入店を拒否する。
- ◇サービスの提供に際し、介助者の付き添いなどの条件を付ける。

やむを得ない理由もなく障がいがあるというだけで障がいのない人より不当な扱いをすることは禁止されます。

【相談・問い合わせ】

健康福祉課福祉係
☎ 86-0111



条例のポイント②「合理的配慮の提供」

《配慮の例》

- ◇身体障がいの人に対して、車いすを押すなどの手助けをする。
- ◇知的障がいのある人に理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。

合理的配慮は、障がいのある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。